

MLRP22-18

計量法に基づく
特定計量証明事業者認定制度 (MLAP)
認定申請等の手引き
(第 18 版)

2025 年 9 月 19 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

目次

0. はじめに	3
1. 審査の概要	4
1.1 内部精度管理試験結果の報告	4
1.2 実地試験	4
2. 認定申請の手続	5
2.1 認定申請に必要な書類	5
2.2 認定申請の手数料について	7
2.3 認定申請の受付窓口について	8
2.4 認定申請書の記入要領	8
2.5 添付書類の作成要領	11
3. 認定の更新申請の手続	21
4. 変更の届出	23
5. 事業者の地位の承継の届出	25
6. 特定計量証明事業の廃止の届出	26
7. 認定証及び附属書の再交付申請の手続	27
8. 特定計量証明事業の実績(証明件数)の報告	27
9. 電磁的記録媒体による手続の方法	27
9.1 適用範囲	27
9.2 提出方法	27
9.3 電磁的記録媒体の作成方法	27
10. MLAP における技能試験参加について	28
様式集	30
別紙 登録免許税納付届	43

0. はじめに

この手引きは、計量法に基づき、大気、水又は土壌中のダイオキシン類等の濃度の計量証明事業（特定計量証明事業という、以下同じ。）を行おうとする者が、次表「認定の区分」に基づき行う認定申請に必要な手続の詳細、認定申請書の提出後に受ける審査の概要、認定取得後の変更届等の手続について説明したものです。

なお、認定は、サンプリングから前処理、分析、計量証明書の発行に至るまでの特定計量証明事業の全ての工程を自ら実施できる者がその対象となります。

表 認定の区分

認定の区分		計量の方法
大区分	小区分 (媒体)	
大気	環境大気	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (令和〇〇年環境省)
	排ガス	JIS K 0311(20〇〇)
水又は土壌	環境水	JIS K 0312(20〇〇)
	排水	
	土壌	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル (令和〇〇年環境省)
	底質	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和〇〇年環境省)

(お問い合わせ先)

○特定計量証明事業者の認定に関することは、

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター計量認定課 MLAP 担当

電話 03-3481-1633

E-mail mlap@nite.go.jp

URL <https://www.nite.go.jp/iajapan/mlap/index.html>

○知的基盤・計量標準・計量証明・校正等に関することは、

経済産業省 **イノベーション・環境局 基準認証政策課** 計量行政室

代表電話 03-3501-1511

○計量証明事業者の登録に関することは、各都道府県に設置されている計量検定所等へ。

連絡先は、都道府県庁にお問い合わせください。

1. 審査の概要

認定申請書を受理した後、下記の概要のとおり書類審査、現地審査等を行い、認定基準への適合性について総合的に評価し、認定の可否を決定します。

1.1 内部精度管理試験結果の報告

申請者は、内部精度管理として行っている組成標準物質等の測定の最新の結果又は技能試験等（MLAP 技能試験は除く。）の最新の結果についてデータを報告してください。様式は問いません。報告するデータは以下のとおりです。なお、追加で関連するデータの提出を求める場合があります。

報告するデータ：測定条件、スパイクの添加量と回収率、相対感度（RRcs、RRrs）、
検出下限と定量下限、測定結果及びこれらの根拠となる資料（クロマトグラム等）

提出の時期：認定（更新）申請書の提出日から2週間後までの期間とします（認定（更新）申請書と同時に提出することもできます。）。

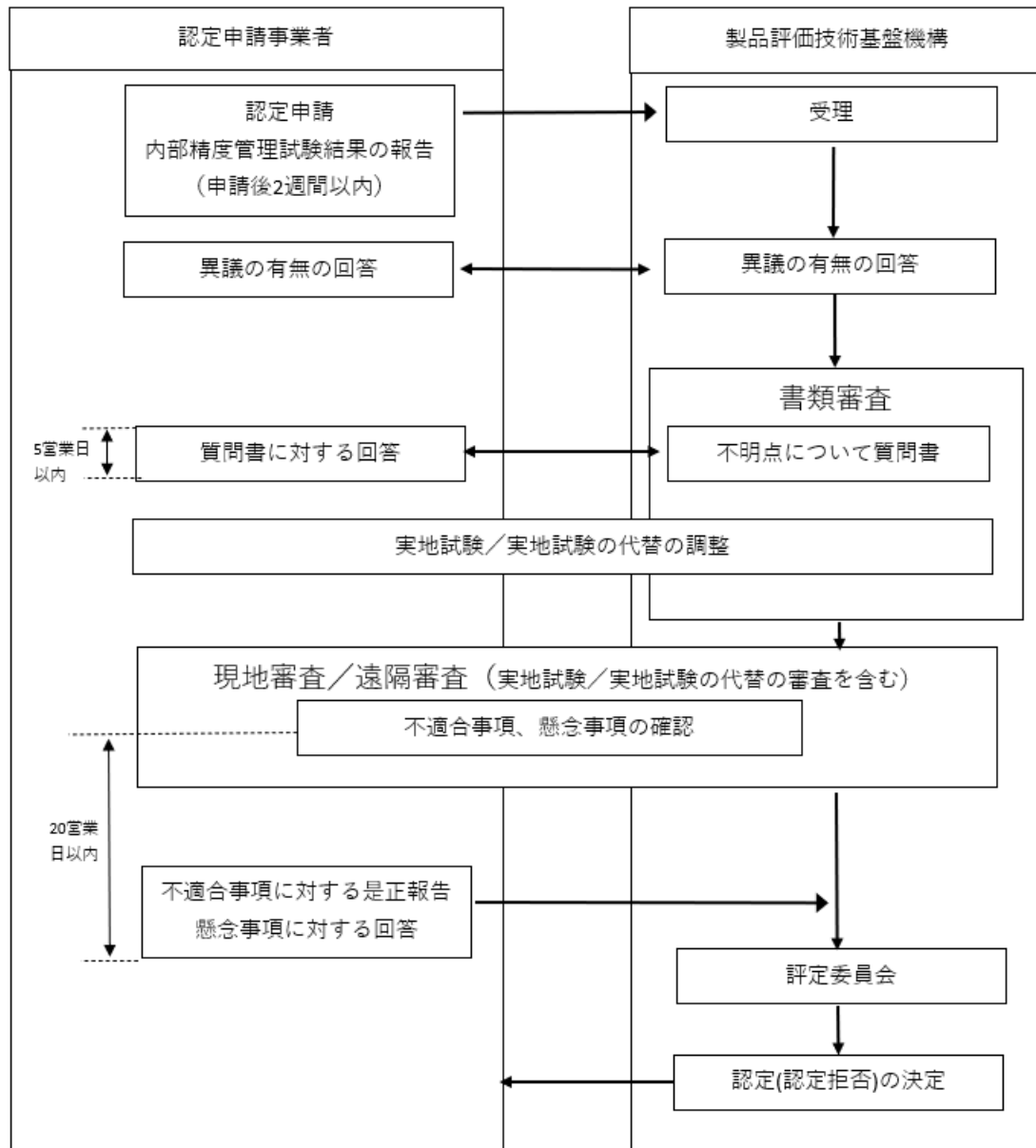
本データの提出方法として、電子媒体としての提出（電子メール添付、電磁的記録媒体による提出、「認定申請審査業務システム」による提出、等）も可能とします。

1.2 実地試験

現地審査において実地試験（遠隔審査においては“実地試験の代替”）を実施します。実施内容については、申請事業者と審査員との間で調整して決定されます。

備考）“実地試験”は、現地審査において測定工程の一部（サンプリング、前処理、GC-MS 測定等）を事業者が実施し、その状況を審査チームが確認するものです。遠隔審査においては、審査チームによる確認を記録確認により又は遠隔的に（記録の事前提出、Web ツールを用いたリアルタイムの確認又は動画・静止画撮影ファイルの確認）行うこととしており、“実地試験の代替”と称しています。

MLAP 認定申請書の受理から認定の決定までの概要



2. 認定申請の手続

2.1 認定申請に必要な書類

申請に当たっては、次表に示す書類をご提出いただき、当機構の財務会計部門からお送りする請求書に基づいて、政令で定められた申請手数料(2.2 項を参照)を銀行振込していただくことになります。

書類が不足している場合など形式上の要件を満足しない申請については、申請書類を受理しない場合もあり得ることをあらかじめご了承ください。

IAJapan に提出した紙の申請書類及び届出書類については、電子化並びに電子化したファイルの審査への活用(審査チームへの配付を含む。)を行うことをあらかじめご了承ください。

計量法施行規則第 136 条第 3 項の規定に基づき、電磁的記録媒体を用いて申請をする場合は 9. 電磁的記録媒体による手続の方法に従って申請を行ってください。

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及び関係政省令等※に基づき、「認定申請

審査業務システム」(以下、「システム」)を用いて申請をする場合は、別に定める「認定申請審査業務システム使用マニュアル(MLAP)」(MLRP22S01)に従って申請を行ってください。

認定申請をした後、認定の決定の通知日までに申請内容に変更が生じた場合には、様式集に定める認定申請書訂正願及び訂正した申請書の添付書類を提出してください。

詳しくは、製品評価技術基盤機構認定センターにお問い合わせください。

※：・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)

・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)

・経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年経済産業省令第8号)

・電子情報処理組織による申請等に関する告示(平成15年経済産業省告示第20号)

表 申請に必要な書類

計量法施行規則に規定された認定申請書 及びその添付書類		項 番 号	申 請 時 事 前 チェック 欄 (申請する際の事前の確認に使用してください。)
条項	規定された項目		
136 条 第 3 項	【電磁的記録媒体を用いる場合】電 磁的記録媒体提出票	—	☐ 電磁的記録媒体提出票
49 条の 3	認定申請書(様式63-2)	2.4	☐ 認定申請書
1 号	【一般社団法人又は一般財団法人】 定款 ^{注1)}	2.5(1)	☐ 定款
1 号	【一般社団法人又は一般財団法人】 事業計画書	2.5(2)	☐ 申請の日を含む年度における事業計画書 ☐ その翌事業年度における事業計画書
2 号	【一般社団法人又は一般財団法人 以外の者】事業概況書	2.5(3)	☐ 事業概況書
3 号	特定計量証明の事業の実施の方法 を定めた書類	2.5(4)	☐ 特定計量証明事業に係る文書目録 (品質文書一覧表) ☐ 特定計量証明事業に係る品質マニュアル ^{注2)} (いかなる名称でも良い) ☐ 特定計量証明事業に係る標準作業手順書 ^{注3)} (いかなる名称でも良い) ☐ 特定計量証明事業に係る組織図 ☐ 計量証明書の様式
4 号のイ	認定の対象となる事業の実績	2.5(5)	☐ 認定の対象となる事業の実績(過去3年分) ^{注4)}
4 号のロ	特定計量証明事業に従事する者の 氏名及びその略歴	2.5(6)	☐ 統括管理者の氏名及びその略歴 ☐ 計量管理者の氏名及びその略歴 ☐ 品質管理者の氏名及びその略歴 ☐ 計量管理者(副)の氏名及びその略歴 (設置する場合)
4 号のハ	特定計量証明事業に用いる器具、 機械又は装置の数、性能、所在の場 所及びその所有又は借入れの別	2.5(7)	☐ 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装 置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借 入れの別を示した図表等
4 号のニ	特定計量証明事業を行う施設の概 要	2.5(8)	☐ 事業所内の配置図 ☐ 施設における器具、機器及び装置の配置図
4 号のホ	特定計量証明事業の公正な実施に 支障を及ぼすおそれのないことを説 明した書面	2.5(9)	☐ 特定計量証明事業の公正な実施に支障を及 ぼすおそれのないことを説明した書面

_____	事業者向け事前確認チェックリスト	_____	☐ 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP)事業者向け事前確認チェックリスト ^{注5)}
_____	内部精度管理試験結果	_____	☐ 内部精度管理試験結果(申請時又は申請後 2 週間以内)

・その他

根拠法令	申請時事前チェック欄
登録免許税法	☐ 領収証書(新規申請する場合) ※ 認定申請書提出時に登録免許税に係る領収証書を、この手引きの別紙「登録免許税納付届」に貼付し、提出していただく必要があります。なお、更新の認定には課税されませんが、更新審査中に認定の有効期限が切れた場合は、新規申請扱いのため課税対象となります。納付方法、税額等はホームページ(https://www.nite.go.jp/iajapan/mlap/faq/index.html)の「よくあるお問い合わせ」を参照してください。

備考) 提出していただく特定計量証明事業の実施の方法を定めた書類(品質マニュアル等)から、当該事業所の品質システム等を十分に把握できないときは、関連する文書(品質システムを構成する下位の規程類等)の提出を求める場合があります。

- 注1) 計量法施行規則第49条の3第1号で提出が要求されている「登記事項証明書」については、法務省の登記情報連携システムを用いて製品評価技術基盤機構認定センターが入手することとするため、申請書への添付は不要です。
- 注2) 「品質マニュアル」とは、「品質方針を述べ、組織の品質システムを記述した文書」をいいます。記載内容としては、品質に対する方針と目標、組織体系、主要な就業者の責任と権限、品質管理の各手順、計量(サンプリングを含む。)の方法と手順、品質マニュアル内で引用する文書の目録(品質文書一覧)等を記載します。
 實際上、上記の項目を一つの文書にまとめるのは困難であり、また実用的ではありません。品質マニュアルには、各項目の概要を記載し、詳細は下位の文書に規定し、品質マニュアルの中でその文書を引用するのが適当です。
 なお、新たに品質マニュアルを作成する事業者の方はその方を対象とした、「特定計量証明事業者に係る品質マニュアル作成の手引き(インターネットホームページ(<https://www.nite.go.jp/iajapan/mlap/documents/index.html>))からダウンロードできます。))」を参考としてください。
- 注3) 「標準作業手順書」とは、「計量を行うに必要な具体的作業手順を記述した文書」をいいます。
 なお、日本産業規格は具体的作業手順が規定されていないので、そのまま標準作業手順書とすることはできません。
- 注4) 特定計量証明事業(計量証明書)に係る媒体の実績が存在しない場合は、自らが制定した当該媒体に係る品質システムに従って実施した検証試験等の実績を示してください(更新申請時に実績が存在しない場合も検証試験等の実績を示してください)。なお、参考資料として試験結果等を提出していただく場合があります。
- 注5) 「計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)事業者向け事前確認チェックリスト(インターネットホームページ(<https://www.nite.go.jp/iajapan/mlap/documents/index.html>))からダウンロードできます。))」は、申請前に申請者自らが認定基準への適合を確認するためにご利用いただくものですが、提出していただくことにより円滑な審査の実施に活用することができます。なお、現地審査前までには、申請された事業について内部監査及び実施体制の見直しを実施し、認定基準への全体的な適合を確認されることを推奨します。

2.2 認定申請の手数料について

申請手数料は、申請書を受理した後請求書を送付いたしますので、請求書に基づき次の額を銀行振込によって納めていただくことになります。

なお、いったん受理した申請に係る手数料については、いかなる場合も返金できません。

$$\text{申請手数料} = 305,000 \text{ 円} + (96,400 \text{ 円} \times \text{事業区分数})$$

申請手数料早見表

区分数	申請料金
1	401,400円
2	497,800円

備考：認定を既に取得している事業所が新たな区分を追加する場合は、上記と同様に 305,000 円と 96,400 円に区分数を乗じて得た額を合算した額が手数料となります。なお、認定審査に係る旅費等の費用は上記手数料に含まれています。

2.3 認定申請の受付窓口について

申請窓口は以下のとおりです。

(申請窓口)

認定センター 計量認定課 MLAP担当

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

Tel: 03-3481-1633

E-mail: mlap@nite.go.jp

対応時間: 平日 9:00~17:45

(注)製品評価技術基盤機構では、諸手続における書面・押印・対面の見直しにかかる政府方針にあわせ、書面(紙の文書)による手続の廃止及びオンラインでの手続を原則としています。MLAPの申請におきましても、特段のやむを得ない理由が無い限り、システムによる申請をお願いします。

2.4 認定申請書の記入要領

認定申請は、事業所ごとに行ってください。事業所とは、計量管理者が原則として常駐し計量管理を行っている事業所をいいます。

既に認定を取得した事業所が、認定区分を追加申請する場合(例えば、「大気中のダイオキシン類」の区分に加え、「水又は土壌中のダイオキシン類」の区分の追加申請を行う場合)は、新規と同様の認定申請手続が必要となります。

また、既に認定を取得している認定区分に、新たな媒体を追加する場合(例えば、既に認定を取得した「大気中のダイオキシン類」の区分に「環境大気」が含まれておらず、これを追加する場合)は、新規の申請手続が必要になります。いずれの場合も、申請時に既に取得済みの認定証を添えて提出してください。

なお、新規申請が必要となる媒体は、「0 はじめに」に示した「表 認定の区分」をご確認ください。

認定申請書は、次の要領で記入してください。

(1) 申請者の名称

申請する事業者の名称及び代表権のある方の氏名を記載してください。

(2) 認定の有無、認定の年月日及び認定番号

認定の取得の有無を記載してください。

認定を取得している場合は、その認定年月日及び認定番号を記載してください。

(3) 認定を受けようとする認定の区分

認定区分は、計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)^{注4)}の第49条の2に定められています。この省令で定められている区分から、認定を受けようとする区分の名称を転載してください(別名が省令で記載されている物質については別名を用いていただいて構いません。)

また、認定を受けようとする区分における媒体及び当該媒体に係る計量の方法(公定法)を別紙に記載してください。公定法の一部を変更する方法を用いる場合は、計量方法の一部変更の概要に変更の方法を記入してください。なお、「公定法」と「一部変更する方法」を併用するときは、それぞれ記入してください。

注 4) 計量法施行規則は、独立行政法人製品評価技術基盤機構のインターネットホームページ(<https://www.nite.go.jp/iajapan/mlap/documents/index.html>)からダウンロードできます。

(4) 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地

事業所の名称及び所在地を記入してください。

記入例

特定計量証明事業認定申請書

〇〇年〇月〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名 称 株式会社 ナイトウ
代表者の氏名 代表取締役社長 認定 進

計量法第121条の2の認定を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。

1. 認定の有無、認定の年月日及び認定番号
無

2. 認定を受けようとする認定の区分

- 1) 大気中のダイオキシン類
- 2) 水又は土壌中のダイオキシン類

認定を受けようとする区分の詳細は別紙のとおり。

3. 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地

事業所の名称 株式会社ナイトウ 渋谷分析センター
所在地 東京都渋谷区西原2-49-10

注) 工程の一部を上記の事業所の所在地以外の施設等で行う場合は、2.5 項(4)の④「申請に係る組織図」において明記してください。

用紙の大きさは日本産業規格A4で作成してください。

別紙

事業所の名称 :
事業所の責任者氏名:

認定を受けようとする区分の詳細は次のとおりです。

1) 大気中のダイオキシン類

媒体	計量の方法	計量方法の一部変更の概要
環境大気	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(令和〇〇年環境省)	変更はない
排ガス	JIS K 0311(〇〇〇〇)	変更はない

2) 水又は土壌中のダイオキシン類

媒体	計量の方法	計量方法の一部変更の概要
環境水	JIS K 0312(〇〇〇〇)	攪拌抽出法による抽出
排水		
土壌	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(令和〇〇年環境省)	変更はない
底質	①ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和〇〇年環境省) ②ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和〇〇年環境省)	①変更はない ②高速溶媒抽出装置 ^(注) を使用

注) 高温高圧下で溶媒による抽出ができる装置

高速溶媒抽出は、高速流体抽出、高圧液体抽出又は加圧流体抽出とも呼ばれている。

2.5 添付書類の作成要領

添付書類を紙媒体で提出する場合は、次の要領で作成してください。用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4で作成し、各書類の表紙(先頭頁)又は各書類を仕切るための用紙には文書名(略称可)又は文書番号を記載したインデックス(折込み索引)を付すとともに、目次及びページ数を付してドッチファイル等の丈夫な物に綴じ込んでください。

計量法施行規則第 136 条第 3 項の規定に基づき、電磁的記録媒体を用いて申請をする場合は 9. 電磁的記録媒体による手続の方法をご参照ください。システムによる提出を行う場合は、認定申請審査業務システム使用マニュアル(MLRP22S01)に従ってください。

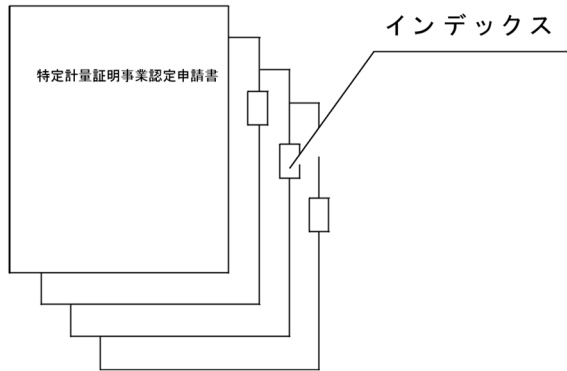


図 インデックスの付け方

【一般社団法人又は一般財団法人の場合】

- (1) 定款の写し
- (2) 事業計画書

申請日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書を提出してください。翌事業年度分のものについては、作成未了の場合などやむを得ない場合は省略していただいても結構です。

【一般社団法人又は一般財団法人以外の場合】

- (3) 事業概況書

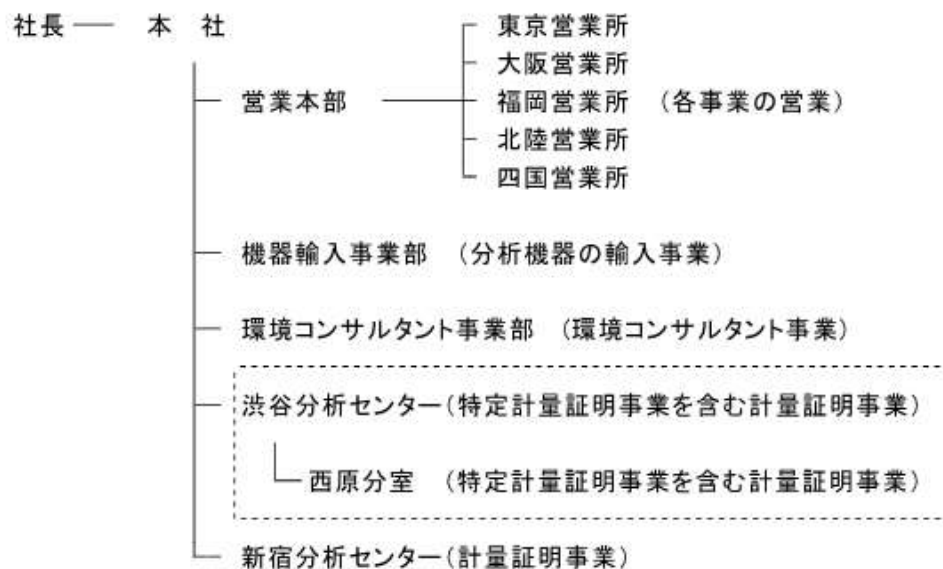
次の事項を記載した事業概況書を作成してください。

- ① 会社名又は団体名若しくは代表者名及び所在地
- ② 計量証明事業を行う事業所の名称及び所在地
- ③ 資本金(法人の場合)
- ④ 総従業員(総職員)数、計量証明事業の従事者(職員)数及び申請に係る特定計量証明事業の従事者(職員)数
- ⑤ 事業の種類及び内容
- ⑥ 年間売上額(申請年度の前年度分の売上額)
- ⑦ 計量証明事業以外の事業がある場合は全体組織体系

記入例

【事業概況書】	
会社名又は団体名若しくは代表者名及び所在地	株式会社ナイトウ 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 電話 03-3501-1688
計量証明事業を行う事業所の名称及び所在地	株式会社ナイトウ 渋谷分析センター 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 電話 03-3481-1633
資本金(法人の場合)	220,000千円 (2020年3月現在)
総従業員(総職員)数、計量証明事業の従事者(職員)数及び申請に係る特定計量証明事業の従事者(職員)数	総従業員数 80名(臨時職員含む。) うち計量証明事業 50名(臨時職員含む。) うち特定計量証明事業 17名(臨時職員含む。)
事業の種類及び内容	濃度、音圧レベル、騒音レベルの計量証明事業、 環境コンサルタント事業及び分析機器の輸入販売
年間売上額	2020年度 約3,567,000千円 うち申請に係る事業 約189,000千円
計量証明事業以外の事業がある場合は全体組織体系	別紙のとおり

別紙 全体組織体系



渋谷分析センター(特定計量証明事業を含む計量証明事業) は、申請対象を示す。

(4) 特定計量証明事業の実施の方法を定めた書類

① 文書目録(品質文書一覧表)

申請に係る特定計量証明事業の実施のための品質マニュアル(いかなる名称でもよい。)、標準作業手順書(いかなる名称でもよい。)等の品質文書の一覧表を作成してください。

記入例

【文書目録】	
文書番号	文 書 名
QM-002-第1版	品質マニュアル
R-001-第1版	経営者による見直し規定
R-002-第1版	内部監査規定
R-003-第1版	苦情処理規定
R-004-第1版	是正処置規定
R-005-第1版	品質文書管理規定
R-006-第1版	計量証明書発行及び標章管理規定
R-007-第1版	施設管理規定
R-008-第1版	設備管理規定
R-009-第1版	標準物質等管理規定
R-010-第1版	教育訓練規定
SOP-001-第1版	〇〇〇〇〇〇標準作業手順書
SOP-002-第1版	* * * * *標準作業手順書
SOP-003-第1版	◇◇◇◇◇標準作業手順書

②申請に係る品質マニュアル(いかなる名称でもよい。)

③申請に係る標準作業手順書(いかなる名称でもよい。)

(注1)以下の工程に係る標準作業手順書をご提出ください。

- ・施設の管理 ・装置の管理 ・標準物質の管理 ・試料採取 ・試料の管理 ・試料の前処理
- ・GC-MS 測定 ・定量結果の確認

(注2)品質マニュアル、標準作業手順書等を紙媒体で提出する場合は、両面コピーにより作成してください。複数文書の連続的な複写により両面コピーを作成する際、異なる文書のページが両面に印刷されないようご配慮ください。

④ 申請に係る組織図

申請に係る特定計量証明事業の責任体制を明記した組織体系を図示してください。

この際、この項(6)で記入する、統括管理者、計量管理者及び品質管理者の組織における位置づけ並びに統括管理者の代行者及び品質管理者の代行者の組織における位置づけを必ず明記(個人名も記入)してください。なお、計量管理者の代行者(計量管理者(副))を設置する場合には、同様に個人名を明記してください。

また、認定申請の対象範囲を明確にするために該当する範囲を点線で囲んでください。

加えて、本申請に関する連絡先(担当者、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスなど)を必ず記入してください。

(5) 認定の対象となる事業の実績

過去3年間の認定の対象となる事業等の実績を記載してください。

記入例

〔認定の対象となる事業の実績 〕

		証 明 件 数		
		2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2025年3月
大気中のダイ オキシン類	環境大気	30	35	20
	排ガス	50	45	40
水又は土壌中 のダイオキシ ン類	環境水	20	20	25
	排水	40	45	45
	土壌	10	5	10
	底質	0	0	0

【その他の実績】

※上記の「認定の対象となる事業の実績」が存在しない媒体がある場合（上記の例では「底質」）は、次の1. 及び2. の例を参考とし、当該媒体に係る検証試験の実績を必ず示してください。

なお、検証試験とは、次の2点を言います。

- ①申請者が制定した当該媒体に係る品質システムの実効性の確認のための試験（下記の例では、品質システムの検証が該当します。）
- ②当該媒体について、適正に計量を実施できることを確認するための試験（下記の例では、クロスチェック、認証値との比較、技能試験が該当します。）

例1. 制定した品質システム及び技能の検証試験

年 度	媒体名	試 料 名	試 験 内 容	実 績
2025年 度	底質	〇〇河川底質	クロスチェック	3検体
		環境組成標準物質	認証値との比較	2種類
		〇〇河川底質	品質システムの検証	3検体

例2. 技能試験の実績

2024年度 第8回 MLAP 技能試験 ばいじん

2024年度 （公社）日本分析化学会主催ダイオキシン類分析技能試験 河川底質

2024年度 （一社）日本環境測定分析協会極微量物質研究会クロスチェック 土壌

(6) 特定計量証明事業に従事する者の氏名及びその略歴

統括管理者、品質管理者、計量管理者の氏名、職名及び略歴を記入してください。

略歴については、計量管理者にあつては環境計量士の資格を取得した年月日及び当該物質

の濃度に関する実務に従事した期間を明確に記載してください。また、品質管理者にあつては品質管理の実務に従事した経験がある場合には必ず記入ください。

計量管理者が不在の場合、当該権限及び責任を代行する者(計量管理者(副))を置く場合は、その氏名及び略歴も必ず記載してください。なお、計量管理者(副)は、計量管理者と同様に環境計量士(濃度関係)であつて、1年以上のダイオキシン類の計量に係る実務経験^(注)を有する者でなければなりません。

(注)実務経験とは、ダイオキシン類の計量証明を行った実際の分析に直接関わった経験で、計量法対象媒体ごとに全ての工程(サンプリング、前処理、GC/MS 測定、定量結果の確認)の操作等を行ったものをいう。これらの操作等を行った日数を積算し、1年以上になればよい。ただし、GC/MS 測定及び定量結果の確認の2工程については、媒体間で操作等に相違が無いものと見なせることから、いずれかの媒体で2工程の操作等を行っていれば良い。

※ 令和4年4月28日施行 計量法施行規則の一部を改正する省令 により、別表第4第6号の2に定められている計量管理者に求められる要件から「又はこれと同等以上の経験を有していると経済産業大臣が認めた者」が削除され、「環境計量士(濃度関係)であつて対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事している者」のみとなったことに伴い、「国立研究開発法人産業技術総合研究所の計量管理者講習を受講した場合は6ヵ月以上」の要件を削除した。

記 入 例

【特定計量証明事業に従事する者の氏名及びその略歴】		
統括管理者		
氏 名	品質 一番	
職 名	渋谷分析センター 所長	
略 歴	S60～63年 渋谷分析センター総務部総務課 S63～H5年 渋谷分析センター総務部総務課係長 H5 ～H8年 ナイトテクノ品質管理部出向(ISO9001の品質管理に従事) H8～H11年 渋谷分析センター分析部計画課課長補佐(ISO9001の品質管理に従事) H12～H16年 渋谷分析センター分析部計画課課長 H17～H20年 渋谷分析センター総務部総務課課長 H21～H23年 渋谷分析センター分析部次長 H24～H27年 渋谷分析センター分析部部长 H28～ 渋谷分析センター所長 現在に至る。	
計量管理者		
氏 名	分析 次郎	
職 名	分析事業部 分析第一課 課長	
略 歴	H 2年～12年 渋谷分析センター分析部分分析第一課(濃度計量証明事業に従事) H10年〇月〇日 環境計量士(濃度)の資格取得 H13～H18年 渋谷分析センター分析部分分析第一課係長(ダイオキシン類の分析に従事) H19～H24年 渋谷分析センター分析部分分析第二課課長 H25～ 渋谷分析センター分析部分分析第一課課長 現在に至る。	
品質管理者		
氏 名	標準 優子	
職 名	分析事業部 計画課 課長	

略 歴	H 5年～ 9年 渋谷分析センター分析部計画課(品質管理担当) H10年～13年 渋谷分析センター総務部総務課 H14年～19年 渋谷分析センター分析部計画課係長(品質管理担当) H20年～24年 渋谷分析センター分析部計画課課長代理 H25年～ 渋谷分析センター分析部計画課課長 現在に至る。
計量管理者の代行者(計量管理者(副))	
氏 名	大起 進
職 名	分析事業部 分析第一課 課長代理
略 歴	H11年～14年 渋谷分析センター分析部分第一課(ダイオキシン類の分析に従事) H15年～18年 渋谷分析センター分析部分第二課 H19年～22年 渋谷分析センター分析部分第一課係長(ダイオキシン類の分析に従事) 平成 20 年〇月〇日 環境計量士(濃度)の資格取得 H23年～ 渋谷分析センター分析部分第一課課長代理(ダイオキシン類の分析事) 現在に至る。

(7) 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示した一覧

認定を申請する特定計量証明事業を実施するために使用する分析機器、標準物質等について一覧表を作成してください。

この場合、申請対象事業には用いない機器等については記入しないでください。また消耗品、一般的な試薬、事務機器等についての記入は不要です。

「製造番号」欄には、装置等の製造番号(ロット番号)を記入してください。装置等に製造番号がない場合は、当該機器等を特定することができる管理番号を記入してください。標準物質については製造番号の記入は不要です。

「数量」欄には、該当機器等の数量を記入してください。標準物質については記入不要です。

「性能」欄には、当該機器等の測定範囲、精度等の性能を記入してください。

「所在の場所」欄には、当該機器等が設備されている分析室の名称を記入してください。

「所有」欄には、当該機器等を所有している場合は「所有」と、借り入れている場合は「借入」と記入してください。また、機器等を共用する場合は、共用者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

「図中」欄には、(8)②「分析室等の機器の配置図」に番号を示すとともに、機器の設置場所に対応する番号を記入してください。

記入例

【特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別】									
名 称	構成品	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有	図中
高分解能 GC-MS	GC部	株〇〇	MS-800	01121	1	スプリットレス方式 ガム認識 50～350℃ 昇温プログラム機能	GC-MS分 析室	所有	①
	MS部					二重収束方式 分解能 10,000以上			
標準物質	標準液	株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシン検量線用	GC-MS分 析室	所有	②
		株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシンサンプリングス パイプ用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシンシリジンスパイ ク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシンクリーンアップ スパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	DL-PCB 検量線用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	DL-PCB サンプリング スパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	DL-PCB シリジンスパイ ク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	DL-PCB クリーンアップ スパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	DL-PCB クリーンアップ スパイク用			

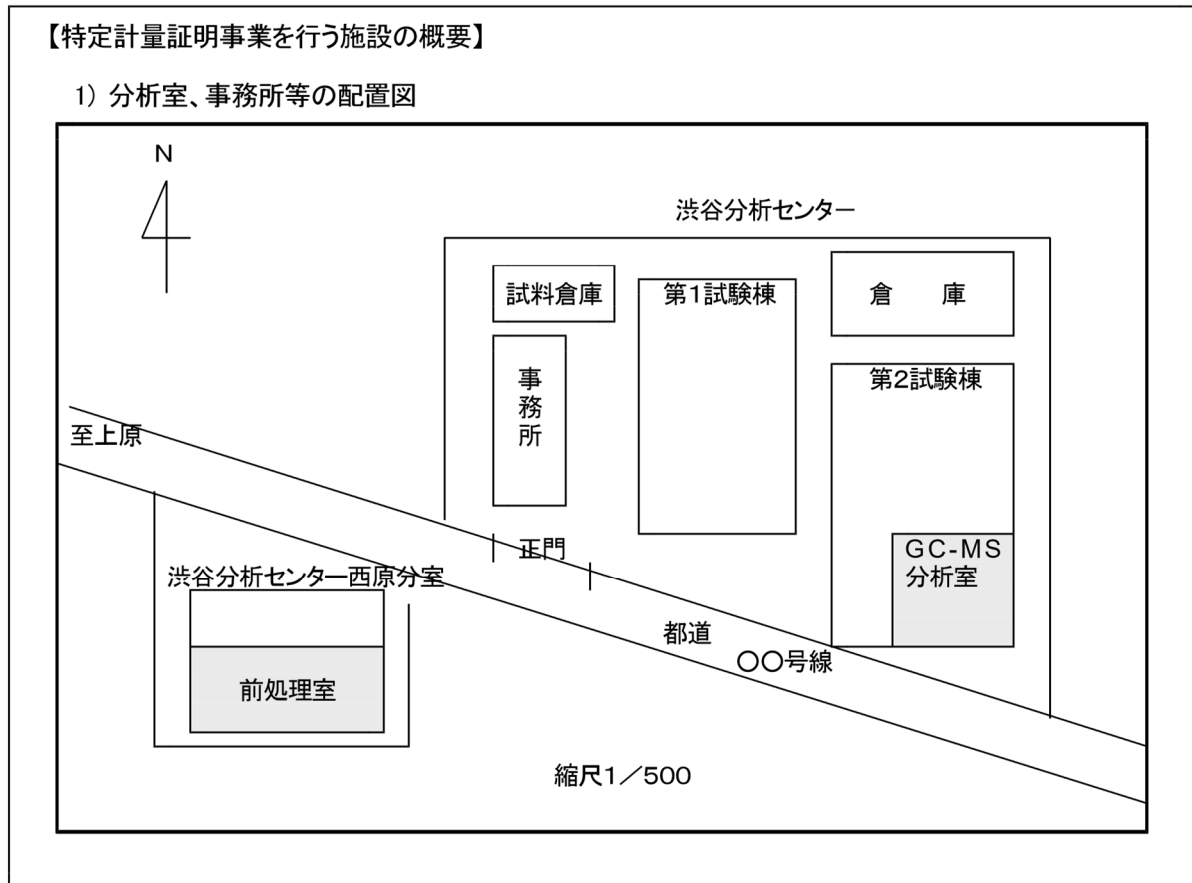
	酸素標準ガス	㈱〇〇	〇〇〇	—	—	JCSS値付け品	倉庫		③
電子天びん		㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ひょう量 210g 感度 0.1mg	GC-MS分析室	所有	④
排ガスサンプリング装置	流速計	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ヒート管式	倉庫	所有	⑤
	マノメーター	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	傾斜型			
	ガスメーター	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	湿式 使用最大流量 1,500リットル/時間			
	吸引装置	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ダイヤフラムポンプ式 最大50リットル/分			
	温度計	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	熱電対、目量1℃、 測定範囲 -100～1,300℃			
	酸素濃度計	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ジルコニア式 測定範囲 0～25%			
環境大気サンプリング装置	ハイボリウムエアサンブラ	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ダイオキシン採取対応型、流量調整機能付き、24時間以上連続運転可能	倉庫	借入	⑥
水試料サンプリング装置	バケツ	—	—	—	3	ステンレス製 6リットル	倉庫	所有	⑦
	ひしゃく	—	—	—	3	ステンレス製			
底質サンプリング装置	採泥器	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	3	エクマンバー型	倉庫	所有	⑧
土壌サンプリング装置	採土器	㈱〇〇	〇〇〇	—	3	5cm、30cm共用	倉庫	所有	⑧
排ガス処理装置	分析施設用	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇 〇〇	2	活性炭処理	GC-MS分析室及び分室	所有	⑨
	ドラフトチャンパー	㈱〇〇	〇〇〇	〇〇 〇〇	2	活性炭処理	GC-MS分析室及び分室	所有	⑩
排水処理装置		㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	活性炭処理 中和処理	GC-MS分析室及び分室	所有	⑪
純水製造装置		㈱〇〇	〇〇〇	〇〇	1	蒸留後イオン交換する方式	GC-MS分析室	所有	⑫

(8) 特定計量証明事業を行う施設の概要

① 事業所の配置図

特定計量証明事業を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。

記入例



② 分析室等の機器の配置図

特定計量証明事業を行う部屋の機器配置状況の概要を図示してください。

この際、配置図中の装置番号は、前項(7)の装置の一覧の「図中」欄の番号と対応するようにしてください。

記入例

2) 分析室等の機器の配置図

室名	GC-MS分析室（第2試験棟1階）	
室名	前処理室	

(9) 特定計量証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことを説明した書面

基本的には、申請者自らが自社の方針、組織等の実態を踏まえて、品質マニュアル等に本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこととして具体的に規定している内容について、その部分を引用して作成するものです。

例えば、他部門からの圧力などによって計量証明事業が悪影響を受けないこと、依頼者に対する差別なく事業を実施すること、等について具体的に規定している内容を書面に記載してください。

3. 認定の更新申請の手続

認定の更新申請手続は、「特定計量証明事業の認定の更新申請書」を用いる以外は、認定申請手続と同様に行ってください（申請書の訂正を行う場合には、様式集に定める認定更新申請書訂正願を提出ください。）。

認定の更新申請及び認定更新申請書訂正願は、紙媒体のほか電磁的記録媒体及びシステムを用いて提出することができます。手続の方法は、9. 電磁的記録媒体による手続の方法及び

MLRP22S01 をご参照ください。

また、更新の手数料は、認定申請の手数料と同じ金額です。

なお、更新申請は、認定の有効期限の6ヶ月前から行うことができますが、受付から認定等の決定が行われるまで概ね4ヶ月以上の期間^(注)を要することから、遅くとも5ヶ月前までに申請してください。認定有効期限の5ヶ月前までに認定更新申請がない場合は、現認定の有効期限内に審査に係る一連の行程及び事務手続が完了せず、現認定の有効期限満了をもって失効する場合がありますのでご注意ください。

(注)更新(又は新規)申請から認定までの標準処理期間(100営業日)と、審査中に申請者が行うべき作業(質問書の回答、不適合事項の改善等)期間を合算した期間です。申請者が行うべき作業期間は概ね40営業日程度ですが、これを大きく超える場合もあります。

記 入 例

特定計量証明事業の認定の更新申請書

〇〇年〇月〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

名 称 株式会社 ナイトウ

代表者の氏名 代表取締役社長 認定 進

計量法第121条の4第2項において準用する第121条の2の認定の更新を受けたいので、第121条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 認定の更新を受けようとする認定の区分

1) 大気中のダイオキシン類

2) 水又は土壌中のダイオキシン類

認定の更新を受けようとする

区分の詳細は別紙のとおり。

認定の年月日は最新のもの(申請時に有効なもの)
を記入してください。

(別紙の記入例は、2.4 認定申請書の記入要領を参照してください。)

2. 認定の年月日及び認定番号

認定年月日 〇〇年〇月〇日

認定番号 N-〇〇〇〇-〇〇

3. 認定の更新を受けようとする事業所の名称及び所在地

事業所の名称 株式会社 ナイトウ 渋谷分析センター

所在地 東京都渋谷区西原2-49-10

注) 工程の一部を上記の事業所の所在地以外の施設等で行う場合は、2.5 項(4)の④「申請に係る組織図」において明記してください。

用紙の大きさは日本産業規格A4で作成してください。

4. 変更の届出

認定後、事業者又は事業所の名称及び申請時に提出した書類等の内容に変更があった場合は、計量法施行規則第49条の6の規定に基づき、遅滞なく(原則、30日以内)認定申請書記載事項変更届(以下「変更届」という)を正本1部作成し、認定センター計量認定課宛てに提出してください。

このとき、変更箇所が容易に特定できる資料も合わせて提出してください。

また、変更に伴い、認定証又は附属書の記載事項に変更がある場合は、変更届に認定証又は附属書を添えて提出してください。

なお、申請時に提出していただいた文書は、変更のあった文書に差し替えますので、改訂した品質文書等を提出してください。提出していただく文書は変更部分だけでなく、全ての頁を提出してください。(例えば、品質マニュアルの7頁目を変更した場合であっても、それ以外の頁も含め全頁を提出してください。)

電磁的記録媒体を用いて変更届を提出するときは、9. 電磁的記録媒体による手続の方法をご参照ください。システムにより提出する場合は MLRP22S01 をご参照ください。

(注1) GC-MSの使用に必要な施設とともに、GC-MSの所在の場所を変更する場合は、再認定になります。

(注2) 変更内容を確認するため、事業所等への立入りによる調査を行う場合があります。

変更の届出の対象となる事項

☐ 事業者若しくは事業所の名称
特定計量証明の事業の実施の方法を定めた書類(施行規則第49条の3第3号関係) ☐ 特定計量証明事業に係る文書目録(品質文書一覧) ☐ 特定計量証明事業に係る品質マニュアル ☐ 特定計量証明事業に係る標準作業手順書 ☐ 特定計量証明事業に係る組織図 ☐ 計量証明書の様式
特定計量証明事業に従事する者の氏名及びその略歴(施行規則第49条の3第4号のロ関係) ☐ 統括管理者 ☐ 計量管理者 ☐ 品質管理者 ☐ 計量管理者の代行者(計量管理者(副))
☐ 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示した図表等(施行規則第49条の3第4号のハ関係)
特定計量証明事業を行う施設の概要(施行規則第49条の3第4号の二関係) ☐ 事業所内の配置図 ☐ 施設における器具、機器及び装置の配置図

記入例

認定申請書記載事項変更届

〇〇年〇月〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名 称 株式会社 ナイトウ
代表者の氏名 代表取締役社長 認定 進

次のとおり、変更があったので、計量法施行規則第49条の6第1項の規定により、届け出ます。

1. 変更のあった事項に係る認定の区分及び認定番号

1) 大気中のダイオキシン類

水又は土壌中のダイオキシン類

2) 認定番号N-〇〇〇〇-〇〇

2. 変更のあった事項に係る事業所の名称及び所在地

事業所の名称 株式会社ナイトウ 渋谷分析センター

所在地 東京都渋谷区西原2-49-10

3. 変更のあった事項

変更対象文書及び変更内容等の詳細は別添のとおり

(別添は、新旧対照表を作成するなどにより、版数、変更箇所及び変更内容を第三者が容易に理解できる資料としてください。)

4. 変更の事由

見直しによる改訂

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 で作成してください。

5. 事業者の地位の承継の届出

特定計量証明事業の全部の譲渡又は相続、合併若しくは分割(事業の全部を承継する場合に限る。)により特定計量証明事業者の地位を承継した場合は、認定申請書記載事項変更届に承継の事実を証する書面(計量法施行規則第49条の10第1項参照)を添付し、認定証とともに提出してください。

備考)計量法施行規則第49条の10第1項で提出が要求されている「登記事項証明書」については、法務省の登記情報連携システムを用いて製品評価技術基盤機構認定センターが入手することとするため、申請書への添付は不要です。

記入例

認定申請書記載事項変更届

〇〇年〇月〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

(※ MLAP 事業を承継した事業者について記入してください)

住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

名 称 株式会社 製品評価

代表者の氏名 代表取締役社長 認定 進

次のとおり、変更があったので、計量法施行規則第49条の6第1項(第49条の10第1項)の規定により、届け出ます。

1. 変更のあった事項に係る認定の区分及び認定番号

1) 大気中のダイオキシン類

水又は土壌中のダイオキシン類

2) 認定番号 N-〇〇〇〇-〇〇

2. 変更のあった事項に係る事業所の名称及び所在地

事業所の名称 株式会社ナイトウ 渋谷分析センター

所在地 東京都渋谷区西原2-49-10

3. 変更のあった事項

事業者及び事業所の名称

	事業者の名称	事業所の名称
変更前	株式会社ナイトウ	株式会社ナイトウ 渋谷分析センター
変更後	株式会社製品評価	株式会社製品評価 渋谷分析センター

4. 変更の事由

会社分割による特定計量証明事業者の地位の承継

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 で作成してください。

6. 特定計量証明事業の廃止の届出

認定特定計量証明事業者は特定計量証明事業を廃止した場合は、事業廃止届及び事業廃止時点での特定計量証明事業の実績(証明件数)の報告を認定センター計量認定課へ提出してください。

また、認定証及び附属書を経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課 計量行政室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1)あてに返却してください。その際、上記「事業廃止届」の写しを同封されることをお勧めします。

記入例
事業廃止届

〇〇年〇月〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名 称 株式会社 ナイトウ
代表者の氏名 代表取締役社長 認定 進

下記の特定期計量証明事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第121条の6において準用する第65条の規定により、届け出ます。

1. 認定の年月日、認定番号及び認定の区分

認定の年月日は最新のものの(認定が有効なもの)を記入してください。

認定年月日 : 〇〇年〇月〇日

認定番号 : N-〇〇〇〇-〇〇

認定の区分 : 大気中のダイオキシン類
水又は土壌中のダイオキシン類

2. 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所

株式会社ナイトウ
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

3. 事業所の所在地

株式会社ナイトウ
渋谷分析センター東京都渋谷区西原2-49-10

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 で作成してください。

7. 認定証及び附属書の再交付申請の手続

認定証及び附属書の再交付の申請は、次のとおり行ってください。

- ①認定証を汚し、損じたときは、認定証再交付申請書にその認定証を添えて提出してください。
- ②認定証を失ったときは、認定証再交付申請書にその事実を記載した書面を添えて提出してください。

電磁的記録媒体又はシステムを用いて認定証及び附属書の再交付の申請をすることができます。

8. 特定計量証明事業の実績(証明件数)の報告

当該年度終了後、1年間(前年4月1日～当年3月31日)の認定の区分に係る証明件数を30日以内(4月30日まで)に認定特定計量証明事業者報告書により報告してください。

なお、底質の実績は土壌の実績に含めてください。

電磁的記録媒体又はシステムを用いて特定計量証明事業の実績を報告することができます。

9. 電磁的記録媒体による手続の方法

9.1 適用範囲

計量法施行規則第136条第3項に定められた事項に限り電磁的記録媒体を用いて申請等ができます。

9.2 提出方法

電磁的記録媒体により提出するときは、様式99の2

「電磁的記録媒体提出票」を書面にて作成し、電磁的記録媒体に添付していただく必要があります。

ただし、認定(更新)申請において電磁的記録媒体により提出された事項を訂正するときは、認定(更新)申請書訂正願を訂正後の電磁的記録媒体に添付して提出してください(認定(更新)申請書訂正願は、電磁的記録媒体提出票を用いて提出することはできません。)

9.3 電磁的記録媒体の作成方法

記録する事項は PDF 形式とし、1文書1ファイルとしてください。

記録する事項のファイルの名称は、【番号＋文書名】としてください。番号は、ファイルが適切な順番で並ぶように付してください。また、文書名はファイルの内容がわかるようにしてください。

電磁的記録媒体には記録する事項を分類するためのフォルダを作成し、そのフォルダには、記録の内容がわかる名称を付してください。フォルダ中にフォルダを作成してもかまいません。

なお、上記のフォルダは、事業者名等をフォルダ名称とする1つのフォルダにまとめてください。

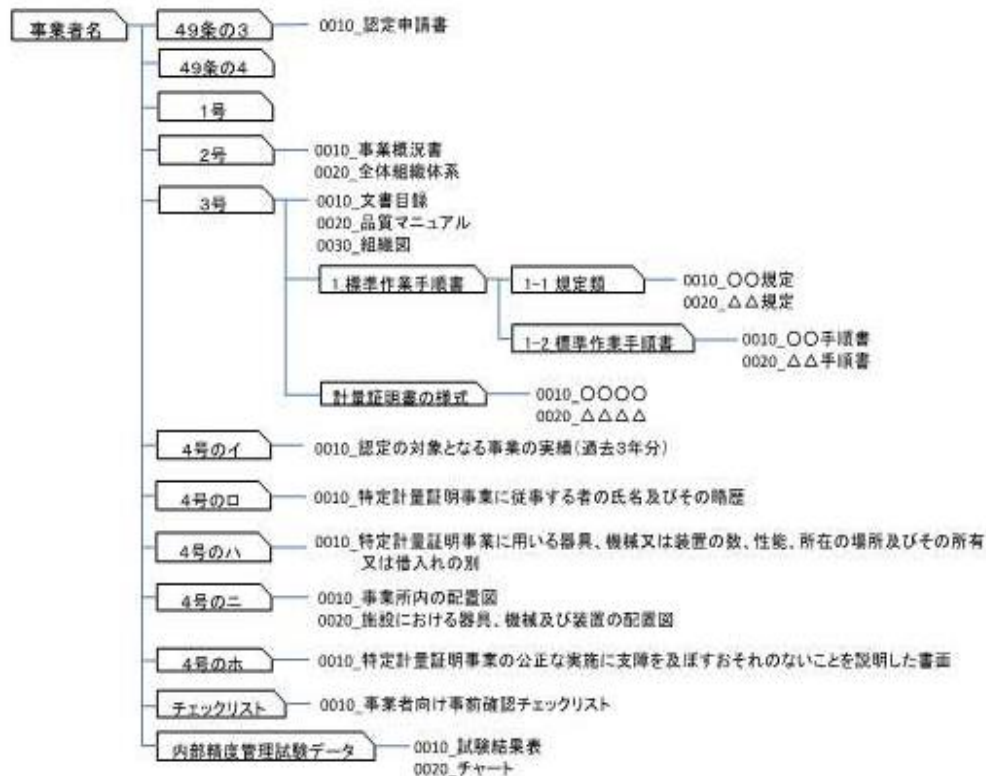
以下にフォルダ構造の例を記載しますので参考にしてください。

電磁的記録媒体は、製品評価技術基盤機構認定センターで規定する媒体を用いてください。

ファイルには、追加書き込みのできない書き込み方式の選択、ウイルスチェック等のセキュリティ対策の実施を推奨いたします。

パスワードを設定した際は、そのパスワードを別途認定センターにご連絡ください。

フォルダの構造(例)



(注 1)フォルダ名称は、条項の番号、手引きの項番号又はわかりやすい名称にしてください。

(注 2)ファイル名称は例であり、限定するものではありません。

詳しくは、製品評価技術基盤機構認定センターにお問い合わせください。

10. MLAP における技能試験参加について

MLAP の認定特定計量証明事業者は、告示第 1 項第十号の定めに基づく、計量証明の結果の有効性を監視するための社内規格に基づいて、認定センターが参加を要請する技能試験(3年に1回開催する MLAP 技能試験)に参加することが求められます。

また、その結果が $3 \leq z$ と判定されたときは、適切な原因究明、及び必要な場合は是正処置を実施するとともに、認定センター計量認定課へ検討結果(是正報告書等)を提出してください。(対象となる認定特定計量証明事業者には、認定センターより個別に要請を行います。)実施した原因究明等処置の実施内容は、審査又は検査の際にも確認が行われます。

なお、認定センターから参加又は是正処置を要請されているに関わらず、技能試験への参加及び是正処置を実施できない事情がある場合は、事前に認定センター計量認定課へご相談ください。

附則

この規程は、2020 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2021 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この規程は、2021 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2024 年 3 月 14 日から施行する。

附則

この規程は、2025 年 9 月 19 日から施行する。

様式集

この様式集には、認定申請等の手続に必要な様式を掲載しました。

なお、計量法施行規則に基づく様式にあつては、特定計量証明事業者認定制度に係る手続と他の制度(届出製造事業者等)に係る手続を同じ様式により共通で使用するよう定められている場合は、この様式中、特定計量証明事業者認定制度に係る手続に必要な事項のみを残し、他の制度に係る事項を削除しています。

・事業譲渡証明書		施行規則様式第4
・事業承継同意証明書		施行規則様式第5
・相続証明書		施行規則様式第6
・事業承継証明書		施行規則様式第6－2
・事業廃止届		施行規則様式第59
・特定計量証明事業者認定申請書		施行規則様式第63－2
・特定計量証明事業の認定の更新申請書		・施行規則様式第63－3
・認定申請書記載事項変更届		施行規則様式第63－4
・認定証再交付申請書		施行規則様式第63－5
・認定特定計量証明事業報告書		施行規則様式第90－2
・電磁的記録媒体提出票		施行規則様式第99－2
・認定(更新)申請書訂正願		(認定(更新)申請中の申請書訂正に係る様式)

様式第 4(第 7 条、第 13 条、第 18 条、第 49 条の 10 関係)

事 業 譲 渡 証 明 書	
年 月 日	
譲渡者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名)
譲受者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名)
上記の者の間で下記の認定に係る事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。 記 1 認定の区分及び認定番号 2 認定を受けた年月日 3 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所 4 事業所の所在地	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 認定特定計量証明事業者にあつては、第 1 項として認定の区分及び認定番号を記載すること。

様式第 5(第 7 条、第 13 条、第 18 条、第 49 条の 10、第 92 条関係)

事業承継同意証明書	
年 月 日	
住所 氏名(名称及び代表者の氏名)	
上記の者は、 の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により認定に係る事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。	
年 月 日	
相続人	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。様式第 6(第 7 条、第 13 条、第 18 条、第 49 条の 10、第 92 条関係)

様式第 6 (第 7 条、第 13 条、第 18 条、第 49 条の 10、第 92 条関係)

相 続 証 明 書		年	月	日
住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)				
上記の者は、 の相続人であり、その認定に係る事業を 年 月 日 に承継したことを証明します。				
年 月 日				
証明者				
住所				
氏名				
住所				
氏名				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 証明者は、2 人以上とし、全員が署名すること。

様式第 6 の 2(第 7 条、第 13 条、第 18 条、第 49 条の 10 条関係)

事業承継証明書	
	年 月 日
被承継者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名)
承継者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名)
上記の者の間で分割によって下記の認定に係る事業の全部の承継が 年 月 日にありま したことを証明します。	
記	
1 認定の区分及び認定番号	
2 認定を受けた年月日	
3 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所	
4 事業所の所在地	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 認定特定計量証明事業者にあつては、第 1 項として認定の区分及び認定番号を記載すること。

様式第 59(第 34 条、第 36 条、第 49 条、第 49 条の 10、第 81 条関係)

事業廃止届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

下記の特定計量証明事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第 121 条の 6 において準用する第 65 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 認定の年月日、認定番号及び認定の区分
- 2 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 3 事業所の所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 計量証明事業者又は認定特定計量証明事業者にあつては、第 1 項として事業の区分又は認定の区分を記載すること。

様式第 63 の 2(第 49 条の 3 関係)

特定計量証明事業認定申請書		
		年 月 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿		
住所 名称 代表者の氏名		
計量法第 121 条の 2 の認定を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。		
1 認定の有無、認定の年月日及び認定番号		
2 認定を受けようとする認定の区分		
3 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。		

様式第 63 の 3(第 49 条の 4 関係)

特定計量証明事業の認定の更新申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
名称
代表者の氏名

計量法第 121 条の 4 第 2 項において準用する第 121 条の 2 の認定の更新を受けたいので、
第 121 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 認定の更新を受けようとする認定の区分
- 2 認定の年月日及び認定番号
- 3 認定の更新を受けようとする事業所の名称及び所在地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 63 の 4(第 49 条の 6、第 49 条の 10 関係)

認定申請書記載事項変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

届出者 住所
名称
代表者の氏名

次のとおり、変更があったので、計量法施行規則第 49 条の 6 第 1 項(第 49 条の 10 第 1 項)の規定により、届け出ます。

- 1 変更のあった事項に係る認定の区分及び認定番号
- 2 変更のあった事項に係る事業所の名称及び所在地
- 3 変更のあった事項
- 4 変更の事由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 63 の 5(第 49 条の 8 関係)

認定証再交付申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
名称
代表者の氏名

次のとおり、特定計量証明事業の認定証の再交付を受けたいので、計量法施行規則第 49 条の 8 第 1 項の規定により、認定証(認定証を失った事実を記載した書面)を添えて、申請します。

- 1 認定の区分及び認定番号
- 2 再交付申請の事由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 90 の 2(第 96 条関係)

認定特定計量証明事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿
(特定計量証明認定機関)

報告者 住所
名称
代表者の氏名

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業所の 名称		事業所の 所在地		認定 番号		整理 番号	
認 定 の 区 分			証明件数	登 録 番 号	備 考			
ダイオキシン類	大気							
	水							
	土壌							
クロルデン	大気							
	水							
	土壌							
DDT	大気							
	水							
	土壌							
ヘプタクロル	大気							
	水							
	土壌							

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 登録番号の欄は、計量法第 107 条の計量証明の事業の登録番号を記入すること。

様式第 99 の 2(第 136 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
名称
代表者の氏名

計量法(又は計量法施行規則)第 条第 項の規定による申請(、届出又は報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請(、届出又は報告)の適用条文名を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 5 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 提出者の氏名又は名称
 - 二 提出年月日
- 6 該当事項がない欄は、省略すること。
- 7 計量法(又は計量法施行規則)第〇〇条第〇〇項 の記載は、該当する様式に記載されている内容を参照ください。

(認定(更新)申請中の申請書訂正に係る様式)

認定(更新)申請書訂正願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

申請者の住所
氏名又は名称
代表者の氏名

年 月 日付けで下記1のとおり特定計量証明事業者の認定(更新)申請をしましたが、下記2のとおり変更がありましたので訂正をお願いします。

記

1. 申請内容
 - 1) 申請の区分
 - 2) 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地
2. 変更内容
 - 1) 変更事項(新旧を対照して示すこと)
 - 2) 変更事由

備考

申請書の変更部分について、差し替え書類を文書ごとに一式作成し、添付すること。

別紙 登録免許税納付届

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

年 月 日

登録免許税納付届

計量法に基づく特定計量証明事業の認定について、登録免許税を納付したので当該納付に係る領収証書を提出します。

・領収証書をここに貼付してください。
・横向きに貼付してください。

(納付手続き、税額(9万円×認定区分数)等の詳細はホームページ(
<https://www.nite.go.jp/iajapan/mlap/faq/index.html>)の「よくあるお問い合わせ」を参照してください。

領
収
証
書

MLAP 認定申請等の手引き(第 18 版)改正のポイント

- ・「IAJapan 技能試験及び/又は技能試験以外の 試験所間比較への参加に関する方針」の制定を受け、10 項 MLAP における技能試験参加 を追記
- ・経済産業省の組織変更に伴う修正
- ・例示する年度の修正 等

※本文中、主な改正箇所は赤字で記載してあります。